

平成27年第1回定例会による条例改正

平成26年12月12日政令第397号による改正

平成27年 臨時市会へ上程

平成27年4月10日政令第211号による改正

第6期 (H27~H29)			
区分		料率	年額保険料 (月額)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45	30,937円 (2,578円)
第2段階	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.7	48,124円 (4,010円)
第3段階	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	51,561円 (4,297円)
第4段階	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	61,874円 (5,156円)
第5段階 (基準)	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	1	68,748円 (5,729円)
第6段階	合計所得金額が120万円未満	1.1	75,623円 (6,302円)
第7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.15	79,061円 (6,588円)
第8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.45	99,685円 (8,307円)
第9段階	合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.65	113,435円 (9,453円)
第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.7	116,872円 (9,739円)
第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.75	120,309円 (10,026円)
第12段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満	2	137,496円 (11,458円)
第13段階	合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.1	144,371円 (12,031円)
第14段階	合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.3	158,121円 (13,177円)
第15段階	合計所得金額が1,000万円以上	2.5	171,870円 (14,323円)

公費による保険料軽減

第6期 (H27~H29)		
区分	料率	年額保険料 (月額)
第1段階	0.4	27,500円 (2,292円)